

足立区ハクビシン・アライグマの住宅への侵入口閉塞作業に係る工事費用助成事業要綱

(目的)

第1条 本要綱は、足立区ハクビシン・アライグマ対策事業（足立区ハクビシン・アライグマ対策事業実施要綱（29足保生発第2119号 平成30年1月14日 衛生部長決定）の規定に基づき、対象動物の防除を行う事業をいう。以下、「対策事業」という。）の一環として、区民がハクビシン・アライグマ（以下「対象動物」という。）による住宅侵入を防ぐため穴を閉塞する工事費用について助成を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本要綱に基づく助成金（以下「本助成金」という。）の対象者は、原則、対策事業を利用し、かつ、当該者が所有し、又は管理する対象建造物（同要綱第2条第1号に規定する対象建造物をいう。以下「所有等対象建造物」という。）の屋内に捕獲器を設置した者とする。ただし、当該年度内に既に本助成金の申請を行った者はこの限りでない。

(助成対象経費)

第3条 本助成金の対象となる経費は、対象動物が所有等対象建造物の屋内に侵入することを防ぐために実施した、侵入口の閉塞工事に係る工事費用とする。

(助成金額の上限)

第4条 本助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の額とする。ただし、住宅への侵入口の閉塞工事に係る工事費用の相当額のうち、一回の工事に当たり100,000円を上限とする。

(助成金の申請)

第5条 本助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に、工事費用助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出することにより申請するものとする。

- (1) 工事見積書
- (2) 工事前の現場写真
- (3) その他区長が必要と認めた書類

(助成の決定)

第6条 区長は、前条の規定により本助成金の申請があった場合、助成の可否について決定を行い、助成することが適当であると認めたときは、費用助成決定通知書（第2号様式）により、当該申請対象者に対し、速やかに通知する。

(権限の委任及び助成の実施方法)

第7条 前条の規定により助成が決定された申請者（以下「交付決定者」という。）は、委任状（第3号様式）に必要事項を記載し、区へ提出しなければならないものとする。

2 本助成金の支払い方法については、受領委任払い方式によるものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により本助成金に係る権限を受任した事業者（以下「受任事業者」という。）は、工事完了後の区長が定める日までに、事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 工事契約書の写し等、補助対象経費の金額が確認できる書類
- (2) 工事完了後の写真

(額の確定)

第9条 区長は、前条の規定により実績報告がなされた場合、提出された書類等を審査の上、適当と認めた場合には、本助成金の額を確定し、工事費用助成額確定通知書（第5号様式）により、事業者に対し、通知する。

(助成金の請求及び支給及び受領の代理)

第10条 受任事業者は、前条の規定により本助成金の額が確定した場合、区長に対し、速やかに請求書兼口座振替依頼書（第6号様式）を提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により本助成金の請求があった場合、当該受任事業者に対し、速やかに本助成金を支払うものとする。

(助成の取消し)

第11条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の一部又は全部について取り消すことができる。この場合において、第9条の規定により額の確定の決定があった後も同様とする。

- (1) 偽りその他不正な方法により助成の決定又は助成金を受けたとき。
- (2) 工事着工前に申請対象者が死亡したとき。
- (3) 申請対象者から辞退の申し出があったとき。
- (4) その他区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合、受託事業者に対し、費用助成決定取消通知書（第7号様式）により、その旨通知する。

(返還請求)

第12条 区長は、前条第1号の規定により交付決定の取消しを行った場合において、既に本補助金を交付しているときは、受託事業者に対し、当該取消しのあった部分について、本助成金の返還を求めるものとする。

(財産処分の制限)

第13条 交付決定者は、本助成金に係る補助対象事業により効用の増加した所有等対象建造物については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 区長の承認を受けて前項に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、

区長は、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

付 則（5足足保生発第1998号 令和5年10月20日 足立区長決定）
この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

付 則（5足足保生発第3250号 令和6年2月20日 足立区長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。